

(別添)

武田薬品工業株式会社湘南研究所における遺伝子組換え生物等の不適切な使用等について

1. 経緯

(1) 本年11月30日16時頃、武田薬品(株)湘南研究所(神奈川県藤沢市・鎌倉市)より電話連絡があり、11月30日午前1時から7時の間、水道水を止め忘れたことから、排水を貯蔵している廃液タンクから、遺伝子組換え大腸菌、バキュロウイルス及びサルモネラ菌(*¹、²)を含む廃液(1m³程度)が施設内に漏出した旨の連絡があった。

当該研究所では、4階の実験室からの排水が1階の廃液タンクに流入する構造であり、排水タンクからオーバーフローした排水は、施設内において1階の床全面(当該フロアには排水溝はない)への漏出及び1階の配管用の穴を伝い地下階の床面に染み(約1m²であり、排水溝からは距離があるとのこと)が認められたとのこと。

- *¹) 当該実験は、大臣確認を要しない実験であり、三段階ある拡散防止措置のうち、一番危険度の低いレベルの措置を講じる必要がある(P1レベル)。
- *²) 当該大腸菌、バキュロウイルス及びサルモネラ菌は、哺乳動物等に対する病原性等はない。

(2) 文部科学省は、12月1日に、職員を派遣して現地調査を実施し、施設内に漏出して回収された廃液及び漏出が認められた床面については、次亜塩素酸による不活化措置が執られていることを確認した。

2. 文部科学省の考え方と対応

当該大腸菌、バキュロウイルス及びサルモネラ菌は、法令に基づきP1レベルの拡散防止措置が必要なもの。当該遺伝子組換え生物を含む廃液が研究所内で漏出したことは不適切であった。

本件については、床面以外の設備への飛散の可能性について、更に詳細な調査を行い、必要に応じて不活化等の措置を執るとともに、その結果及び原因究明と再発防止策を講じることを指導した。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要

環境省 財務省
文部科学省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省

目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書（略称）の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施



「第一種使用等」
＝環境中への拡散を防止しないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者、輸入者等）等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第二種使用等」
＝環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。
定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等を規定。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
(抜粋) (平成 15 年 6 月 18 日法律第 97 号)

(主務省令で定める拡散防止措置の実施)

第十二条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者は、拡散防止措置に係る施設等において破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について第十二条の主務省令で定める拡散防止措置又は第十三条第一項の確認を受けた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。